

監 第 6 4 号
令和 5 年 12 月 28 日

藤井寺市長 岡田 一樹 様
藤井寺市議会議長 岡本 光 様

藤井寺市監査委員 服部 隆行
藤井寺市監査委員 畑 謙太郎

監査の結果に関する報告について（提出）

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定による定期監査等を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告を提出する。

令和5年度 定期監査報告書

1. 監査対象機関

【健康福祉部】 福祉総務課、法人指導課、生活支援課、高齢介護課、健康課、保険年金課

2. 監査対象事務

令和5年度における財務に関する事務及び行政事務の執行
(財政的援助に係るものについては令和4年度及び令和5年度に関する事務)

3. 監 査 期 間

令和5年10月～令和5年12月27日

4. 監査の着眼点及び実施内容

藤井寺市監査基準に基づき、健康福祉部所管の財務事務等の執行が、法令等に従い行われているかどうかの確認を主眼として、あらかじめ事務概要書と関係資料の提出を求め、関係諸帳簿及び証拠書類を抽出して調査するとともに、関係職員から説明を聴取して監査を実施した。

5. 監査の結果

健康福祉部の財務事務等の執行は、関係法令等に従いおおむね適正に執行されているものと認められたが、一部次のように改善を要する事項が見受けられたので、それぞれ必要な措置を講ずるとともに、適正な事務の執行に努められたい。

また、改善措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を別紙様式（改善を要する事項に係る調書）により通知されたい。

健康福祉部 改善を要する事項

<福祉総務課>

指摘事項

- ① 手話教室講座事業の起案文書において、予算執行額が100万円以上の委託料については、行財政管理課長の合議決裁を受けなければならないとされているが、同課長の合議決裁が未決となっている。藤井寺市事務処理規程に基づき、適正な事務処理に努められたい。

- ② 日常生活用具給付事業の添付書類及び重度身体障害者福祉理美容助成事業の申請書において、提出を省略して運用しているが、各種要綱に規定されていない。今後同様の取り扱いをするのであれば、要綱の改正を検討されたい。

- ③ 藤井寺市更生訓練費支給事業において、同事業実施要綱に規定されている期間後に申請があった場合でも支給を行っているため、要綱の改正を検討されたい。

- ④ 精神障害者保健福祉手帳の発行等において、起案文書の決裁日以前の日付で作成されている障害者手帳及び通知文書等が散見される。藤井寺市文書取扱規程に基づき、適正な事務処理に努められたい。なお、書類作成のシステム上、起案文書作成時点で日付を記載する必要がある場合は、正式な通知日が決定した後に訂正する等の対応を検討されたい。

- ⑤ 障害支援区分認定調査業務において、契約書に規定されている従事者名簿及び資格証明書等の写しが提出されていない。契約書を十分に確認し、契約相手方への管理指導を徹底するとともに、適正な事務処理に努められたい。
- ⑥ 障害支援区分の認定及び介護給付費等にかかる支給決定の起案文書において、最終決裁者（課長）の決裁を受けていない。十分に確認し、適正な事務処理に努められたい。

＜藤井寺市立福社会館（指定管理）＞

指摘事項

- ① 指定管理者から提出される業務報告書が、基本協定書で定める期限を過ぎて提出されている。また、基本協定書から管理物品の内容を確認することができない。基本協定書を十分に確認し、指定管理者への管理指導を徹底するとともに、適正な事務処理に努められたい。

＜法人指導課＞

指摘事項 なし

＜生活支援課＞

指摘事項

- ① 生活保護システム改修委託業務等の起案文書において、予算執行額が100万円以上の業務については、行財政管理課長の合議決裁を受けなければならないとされているが、同課長の合議決裁が未決となっている。藤井寺市事務処理規程に基づき、適正な事務処理に努められたい。

- ② 生活保護システム改修委託業務等において、契約書に規定されている業務担当責任者の通知が提出されていない。契約書を十分に確認し、契約相手方への管理指導を徹底するとともに、適正な事務処理に努められたい。

- ③ 受発文書で異なった文書番号が用いられているものや、收受番号のないもの、別文書であるのかかわらず、同一の文書番号のものが見受けられる。藤井寺市文書取扱規程に基づき、適正な事務処理に努められたい。

<高齢介護課>

指摘事項

- ① 藤井寺市コンビニエンスストア等収納業務の起案文書において、予算執行額が50万円以上100万円以下の役務費については、最終決裁者が課長となっているが、次長の専決事項である。藤井寺市事務処理規程に基づき、適正な事務処理に努められたい。

- ② 藤井寺市一体的地域ケア会議の起案文書において、委託料の根拠規定として藤井寺市地域リハビリテーション活動支援事業実施要綱が記載されている。しかしながら、同要綱では委託料を定める規定がなく、委託料については、別途契約書で規定されており、起案文書の根拠規定は誤りである。起案文書は事務執行にあたり、目的・内容の確認や予算執行方法等についての内部の意思決定となるものであるため、起票者のみならず決裁者においても十分に確認し、適正な事務処理を行うよう課内で周知徹底されたい。

- ③ 老人クラブ連合会事業の補助金において、老人クラブ補助金交付要綱が適用されているが、同要綱と老人クラブ連合会補助金交付要綱とで一部補助対象事業が重複しているため、各要綱の整理及び改正を検討されたい。

＜藤井寺市立老人福祉センター（指定管理）＞

指摘事項 なし

＜健康課＞

指摘事項

- ① 新型コロナウイルスワクチン追加接種に伴うシステム改修対応業務等において、契約書に規定されている業務管理責任者等の通知や個人情報取扱特記事項に規定されている作業責任者等の届出がないものが散見される。また、特記事項の添付が、業務内容上不要でありながら契約書に添付されているものや、契約書に特記事項に関する記載があるもの、条項が欠落しているものが見受けられる。契約書並びに特記事項を十分に確認し、契約相手方への管理指導を徹底するとともに、適正な事務処理に努められたい。
- ② 新型コロナウイルスワクチン接種実施計画の計画変更の起案文書において、最終決裁者（市長）及び手続過程で決定を経なければならない者（副市長）の決裁を受けていない。十分に確認し、適正な事務処理を行うよう課内で周知徹底されたい。
- ③ 検収調書や補助金の支払に関する伺い文書において、最終決裁者（課長）の決裁を受けていない。十分に確認し、適正な事務処理に努められたい。

- ④ 新型コロナワクチン配送業務等において、着手届が提出されていない。契約書を十分に確認し、適正な事務処理に努められたい。

- ⑤ 医師会事業補助金等の各団体への事業補助金において、藤井寺市補助金交付規則や各種補助金交付要綱に規定されている精算書が提出されていないものや、受発文書で異なった文書番号が用いられているものが散見される。同規則や各種要綱、藤井寺市文書取扱規程に基づき、適正な事務処理に努められたい。

- ⑥ 産後ケア訪問指導事業において、完了報告を受けた日から10日以内に完了確認する契約になっているが、期限を過ぎて検収している。契約書に基づき、適正な事務処理に努められたい。

<保険年金課>

指摘事項

- ① 国民健康保険事務職員証の交付において、決裁日以前の日付で交付が行われている。十分に確認し、適正な事務処理に努められたい。

- ② 出産育児一時金等の直接支払制度に係る保険者と大阪府国民健康保険団体連合会との支払業務委託契約において、決裁日以前の日付で再委託（再々委託）承諾書が作成されている。十分に確認し、適正な事務処理に努められたい。